最終更新日:2015年7月8日

SMC株式会社

代表取締役社長　丸山勝徳
問合せ先:専務取締役管理本部長　薄井郁二
証券コード:6273
http://www.smcworld.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、意思決定の迅速化と経営の透明性の確保を両立させたコーポレート・ガバナンス体制の確立が、企業価値を高め、株主の権利保護を図るために極めて重要な経営課題であると認識しております。
当社は監査役会設置会社であり、取締役及び監査役は、取締役会における意思決定のプロセス及び各取締役の業務執行の適法性・適正性について監督・監査を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	3,478,580	5.16
トン ファイナンス ビーブイ	3,443,535	5.11
有限会社高田インターナショナル	3,050,000	4.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,990,900	4.43
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	2,805,960	4.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,497,000	3.70
株式会社りそな銀行	1,959,800	2.90
株式会社アライドマテリアル	1,864,200	2.76
第一生命保険株式会社	1,713,000	2.54
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	1,552,005	2.30

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1.上記「大株主の状況」は、2015年3月31日現在の株主名簿の記載に基づくものであります。

2.以下のとおり大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

提出者　:　ノーザン・クロス・エルエルシー
住所　:　アメリカ・ボストン
報告義務発生日　:　2013年6月18日
所有株式数　:　3,566,400株(5.29%)

提出者　:　ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドほか1社
住所　:　イギリス・エジンバラ
報告義務発生日　:　2013年6月28日
所有株式数　:　4,990,700株(7.40%)

提出者　:　キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーほか5社
住所　:　アメリカ・ロサンゼルスほか
報告義務発生日　:　2013年7月31日
所有株式数　:　4,061,600株(6.02%)

提出者　:　ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
住所　:　アメリカ・ニューヨーク
報告義務発生日　:　2014年12月31日
所有株式数　:　3,681,071株(5.46%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	21 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
海津政信	他の会社の出身者											
香川利春	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
海津政信	○	―――	海津政信氏は、経済・金融情勢、企業経営及び財務会計に関する豊富な知識と経験を有する著名なエコノミスト・証券アナリストであり、優れた人格識見の持ち主であります。 当社は、エコノミスト・証券アナリストとしての専門的な知見に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、経営の方針に関する助言をいただくため、海津氏に社外取締役に就任していただいたものであります。 また海津氏は、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定いたしました。

香川利春	○	―――	香川利春氏は、当社の事業領域と極めて密接な関連を持つ流体計測制御を専門とする工学博士であり、優れた人格識見の持ち主であります。 当社は、研究者・教育者としての専門知識と豊富な経験に基づいて、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に研究開発活動及び技術者の育成に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただくため、香川氏に社外取締役に就任していただいたものであります。 また香川氏は、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は、それぞれの監査計画書を交換して計画のすり合わせを行い、有効かつ効率的な監査の実施に努めております。また、報告書の交換及び連絡会議の開催などにより、監査の実施状況に関する情報の共有を図っております。
監査役は、会計監査人及び内部監査部門から監査の実施状況に関する報告を受けており、必要応じて報告を求めているほか、これらの監査に随時立ち会っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川良明	弁護士													
鈴江辰男	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川良明	○	―――	小川良明氏は、企業法務に精通した経験豊富な弁護士であり、優れた人格識見の持ち主であります。 当社は、会社法及びコンプライアンスに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に法的リスク管理を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただくため、小川氏に社外監査役に就任していただいたものであります。 また小川氏は、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定いたしました。
鈴江辰男	○	―――	鈴江辰男氏は、企業法務に精通した経験豊富な弁護士であり、優れた人格識見の持ち主であります。 当社は、会社法及びコンプライアンスに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に法的リスク管理を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただくため、鈴江氏に社外監査役に就任していただいたものであります。 また鈴江氏は、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

1.当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

2.属性情報の記載に関する軽微基準
当社は、独立役員個人又は独立役員が現在業務執行者の地位にある会社その他の団体若しくは過去に業務執行者の地位にあった会社その他の団体と、当社との間の取引及び寄付の関係について、株主の皆様の議決権行使に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を、以下のとおり定めております。

(取引関係)
通常の取引関係については、直近事業年度における取引金額が、相手方及び当社について、それぞれ売上高の2%未満であること。
弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家との取引関係については、直近事業年度において当社が直接支払った報酬等の合計額が、1,000万円未満であること。
(寄付)
直近事業年度において当社が行った寄付の合計額が、1,000万円未満であること。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

短期的な業績のみならず、中・長期的な企業価値の向上に対する貢献を正当に評価することのできる報酬の体系について、鋭意検討を進めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

法令に従い、有価証券報告書及び事業報告において、取締役報酬の開示を行っております。
連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。
2015年3月期の役員報酬は、以下のとおりであります。

社外取締役を除く取締役18名に対して522百万円(うち基本報酬489百万円、退職慰労金33百万円)。
社外取締役1名に対して9百万円、社外監査役を除く監査役1名に対して15百万円、社外監査役3名に対して13百万円(いずれも基本報酬のみ)。

上記の取締役に対する報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
退職慰労金は、2015年3月期における役員退職慰労引当金繰入額と、2014年6月26日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する実際の支給額と計上済の引当金額の差額とを合計したものであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2007年6月28日開催の第48期定時株主総会において、各事業年度の基本報酬の総額は、取締役については年額900百万円以内、監査役については年額100百万円以内と定められております。

各役員の基本報酬の具体的な金額は、毎年の定時株主総会終了後、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議によって、業績の見通し、従業員給与の水準並びに各人の業績に対する貢献度、役職、担当業務及び在任年数等を総合的に勘案して決定しております。

取締役に対する退職慰労金は、取締役会決議によって定めた「役員退職慰労金規程」に基づいて機械的に算定される基準支給額をもとに、各事業年度における期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
実際に取締役が退任した際には、株主総会において退職慰労金贈呈に関する議案のご承認をいただいた後、取締役会の決議により、上述の基準支給額に上記規程に定める範囲内において各支給対象者の在任中の功労を勘案した加算を行うか否かを含め、具体的な金額を決定しております。
なお、社外取締役及び監査役は、退職慰労金制度の対象外であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の事務局である総務部の担当者が、取締役会の開催に先立って、当日配布予定の資料を交付し、付議事項に関する事前説明を行うこととしております。

社外監査役については、監査役を補佐する監査役スタッフとして、専任の従業員1名を配置しております。監査役スタッフについては、人事異動の発令又は懲戒処分の実施に際して監査役との協議を要するものと定めており、人事面での独立性を確保しております。
原則として月1回開催される監査役会においては、常勤監査役及び監査役スタッフが監査の実施状況を社外監査役に逐一報告しているほか、内部監査部門及び経理部、総務部等の管理部門の責任者が随時出席し、それぞれの活動状況について報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役14名のうち業務執行を行う取締役12名は、当社の業務執行部門あるいは在外連結子会社の責任者であり、日常の業務執行の過程において、適法性・適正性及び効率性を確保するため、部門間の相互監視と情報共有に努めております。
社外取締役2名は、一般株主・投資家の利益保護の視点から経営を監督し、経営の透明性を高める役割を担っております。

監査役3名は、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役及び従業員並びに会計監査人からの報告聴取、原則として月1回開催の監査役会における情報交換などを通じて、取締役の業務執行の適法性・適正性について監査を行っております。
2名の社外監査役は、中立かつ客観的な立場から経営を監査する役割を担っております。
会計監査人は清陽監査法人であり、同監査法人所属の公認会計士13名及び公認システム監査人1名が監査業務に従事しております。

内部監査を担当する監査室は、代表取締役社長直轄の組織であり、内部監査規程に準拠して取締役及び従業員の業務遂行の妥当性等を監査しております。
金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応としては、代表取締役社長直轄の内部統制推進室が関係部門と連携して内部統制の整備・評価を実施し、グループの内部統制システムの維持及び継続的改善を行って、財務報告の信頼性確保に努めております。
内部監査及び内部統制評価の結果については、代表取締役社長及び監査役に報告されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、当社固有の事情及び社内情報に通暁した、業務執行を担当する取締役による相互監視及び部門間の牽制と、中立かつ客観的な視点を持つ社外取締役及び社外監査役による監督・監視とによって、取締役会全体としての意思決定プロセス及び各取締役の業務執行の適法性・適正性を確保する体制をとっております。
社外取締役を複数名選任することにより、経営に対する監督機能の強化と、経営の透明性向上を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前までに発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知(インターネット開示書類を含む全文)の英語版を作成し、東京証券取引所ホームページ、議決権電子行使プラットフォーム、自社IRホームページに掲載しております。 ADR(米国預託証券)の実質保有者に対しては、預託銀行を通じて、招集通知(インターネット開示書類を含む全文)及び議決権行使書の英語版を配布しております。
その他	発送の2営業日前に、招集通知を東京証券取引所ホームページ及び自社IRホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期決算及び期末決算の発表時)、アナリスト向けの説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社IRホームページのURL （日本語） http://www.smcworld.com/ir.htm （英語） http://www.smcworld.com/ir/en/ 以下の資料を自社IRホームページに掲載しております。 （日本語版及び英語版） 株主総会招集通知(インターネット開示書類を含む全文)及び決議通知 決算短信、四半期決算短信 アナリスト説明会における配布資料 TDnetにより提出した適時開示資料 （日本語版のみ） 株主向けの報告書及び中間報告書 有価証券報告書、四半期報告書 臨時報告書(株主総会における議決権行使結果) （英語版のみ） アニュアルレポート	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動を担当する専任の部署として、広報室を設置しております。	
その他	東京証券取引所の「英文資料配信サービス」を利用して、TDnetにより提出した適時開示資料の英語版を公開しております。 英語版の公開は、原則として日本語版の公開と同日中に行うこととしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「SMCグループ企業行動指針」において、顧客及び取引先、株主及び投資家、従業員、地域社会から信頼される企業であることを目標に掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、製品開発、原材料の調達から製品の出荷に至るまでの事業活動全般における環境負荷の低減に取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・「SMCグループ企業行動指針」「SMCグループ行動規範」を制定し、法令及び倫理規範を遵守して公明正大な企業活動を行うことを通じて、顧客及び取引先はもとより、広く社会全体から信頼される企業を目指す姿勢を明確にしております。
・コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の強化を図っております。
・グループ全体を対象とした内部通報制度及び利益相反行為届出制度を整備し、不正行為の抑止と是正に役立てております。
・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求に対しては、弁護士及び警察等との緊密な連携のもと、組織的に毅然とした対応をとります。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・情報管理規程を制定し、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を整備しております。
・情報開示委員会を設置し、適時適切な情報開示に努めております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・品質、環境対策、コンプライアンス、防災等の特に重要なリスクを管理する専任の部署又は委員会を設置しております。
・すべての品質クレームに関する情報を会長及び社長に報告させ、対応と再発防止策の内容を検証しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・経営会議を設置し、各部門責任者間の情報共有の迅速化を図っております。
・中・長期経営計画、全社及び各部門の年度方針・年度予算を定め、適切な業務管理を実行しております。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社との間で契約を締結し、重要事項についての当社との事前協議、事業計画・決算等についての定期報告及び当社との定期協議、業務に起因する損失及び災害等による損失又は法令違反行為等の重要な事象が発生した場合の当社への報告を義務づけております。
・財務報告の信頼性を確保するために必要なリスク管理(財務報告に係る内部統制)の体制を整備・運用し、定期的な評価を通じてその有効性の向上を図っております。
・関係会社管理規程の整備、役員の派遣及び株主権の行使並びに子会社との定期協議を通じて、子会社の管理と統一的かつ効率的なグループ戦略の推進を適切に行っております。

(6)監査役の職務を補助する従業員に関する事項
・監査役の職務を補助する専任の監査役スタッフとして、内部監査及び財務会計等に係る知見を有する適切な人員を配置しております。
・監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査のために必要な調査を行う権限を有しております。
・監査役スタッフに対する人事異動の発令及び懲戒処分の実施に際しては、監査役と協議のうえ決定することとしております。

(7)取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び従業員は、業務執行の状況につき、監査役に定期的に報告し、監査役からの要請に応じて、随時監査役に報告しております。
・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告することとしております。
・取締役及び従業員は、子会社の取締役及び従業員等から、子会社における重要な事象につき報告を受けた場合、適時適切に監査役に報告することとしております。
・監査役に報告をしたことを理由として、当社及び子会社の取締役及び従業員等に対して不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

(8)監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
・監査役の職務の執行のために必要な費用は、前払いも含め、監査役からの請求に応じてすみやかに処理することとしております。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役と社長との会合、監査役と会計監査人及び内部監査部門との会合を定期的に行い、監査環境の改善と監査人相互の連携強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「SMCグループ企業行動指針」及び「SMCグループ行動規範」において、「反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、弁護士及び警察等との緊密な連携のもと、組織的に毅然とした対応をとる」という基本方針を明確に定めております。
弁護士、警察、その他外部の専門機関との緊密な連携体制を維持しております。
反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び具体的な対応について、通達及び社内研修により周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

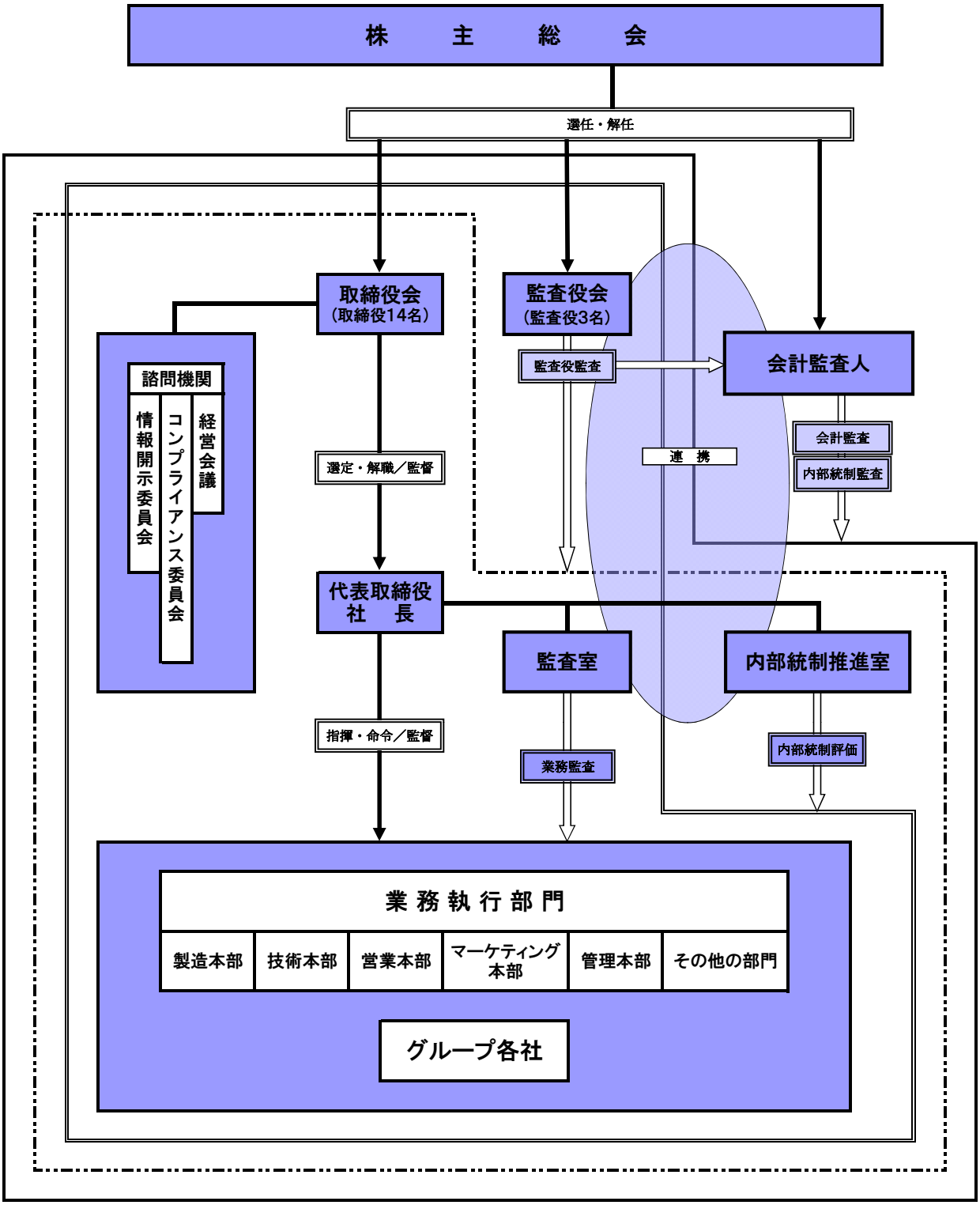
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
　意思決定ラインと、各業務執行部門及びグループ各社からの重要事項の報告ラインとの双方を管掌する管理本部長が、情報取扱責任者となり、重要な決定事実及び発生事実について、必要な情報管理と適時適切な情報開示を指揮しております。
　特に重要な情報開示については、代表取締役社長の決裁、情報開示委員会における協議、取締役会の承認等のうち適切な意思決定過程を選択し、開示の時期及び方法等を決定しております。
　当社の適時開示体制の概要は、添付の図のとおりであります。

【 コーポレート・ガバナンスの概要 】

SMC株式会社



【適時開示体制の概要】

ＳＭＣ株式会社

